

令和８年度四街道ふるさとの味お届け便支援事業実施要綱

（目的）

第１条 四街道市出身で県外に居住している学生に対し、予算の範囲内において市の特産品等を詰め合わせた「四街道ふるさとの味お届け便」（以下「お届け便」という。）を送付することにより、当該学生の本市へのふるさと回帰を促し、ふるさと意識の醸成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学（同法第９７条に規定する大学院及び同法第１０８条第２項に規定する短期大学を含む。）、高等専門学校、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条に規定する各種学校（自動車教習所等を除く。）に在学する学生で国内かつ県外に居住している者をいう。
- (2) 父母 戸籍上の実父母及び養父母をいう。

（支援対象者）

第３条 お届け便の対象となる者は、平成１６年４月２日から平成２０年４月１日までの間に生まれた学生であって、過去に市内に居住し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 現に市内に父母が居住する者
- (2) その他市長が認める者

（お届け便の内容）

第４条 お届け便の内容は、市の特産品等とする。

２ お届け便の送付による支援に要する経費は、市が負担するものとする。

（支援の申請）

第５条 支援の申請ができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 支援対象者
- (2) 支援対象者の父母
- (3) その他市長が認める者

２ 申請者は、令和８年度四街道ふるさとの味お届け便支援申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 学生証、在学証明書その他学生であることを証明するものの写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

３ 前項の規定による申請期間は、令和８年８月１日から同年９月３０日までとする。

４ お届け便の送付による支援は、支援対象者１人につき１回を限度とする。

（支援の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援の可否を決定し、令和8年度四街道ふるさとの味お届け便支援決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりお届け便の送付による支援を決定したときは、その決定の日から120日以内に支援の決定を受けた支援対象者の居住地に、お届け便を送付するものとする。

（支援の決定の取消し）

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為によりお届け便の送付による支援の決定を受けたときは、支援の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により支援の決定を取り消すときは、令和8年度四街道ふるさとの味お届け便支援取消通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支援の返還）

第8条 市長は、前条の規定により支援の決定を取り消した場合において、既に支援を受けているときは、期限を定めてお届け便に要した費用相当額の返還を命ずることができる。

2 前項の返還命令は、令和8年度四街道ふるさとの味お届け便支援返還命令書（様式第4号）により行うものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、お届け便の送付による支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

（失効等）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定による支援の取消し及び第8条の規定による支援の返還については、同日後もなおその効力を有する。